

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けで請求人に対してした同法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A大学に採用され、事務職として就労していた。
- 2 請求人によると、被災者は、平成〇年〇月以降、当時のBチームリーダーによるパワーハラスメント及び平成〇年〇月〇日以降、C課長及び同副課長による嫌がらせを受けたこと等により、精神障害の発病、寛解及び悪化を繰り返すようになったという。被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅寝室で縊頸しているところを発見された。

死体検案書には、死亡したとき：「平成〇年〇月〇日午前〇時推定」、直接死因：「縊頸」、直接には死因に関係しないが、直接死因の経過に影響を及ぼした傷病名等：「うつ病」、死因の種類：「自殺」と記載されている。

- 3 本件は、請求人が、被災者に発病又は悪化した精神障害及びその後の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付、葬祭料及び療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をし

たことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病又は悪化及びその後の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、D医師作成の同年〇月〇日付け意見書、E医師作成の同年〇月〇日受付の意見書、F医師作成の同年〇月〇日付け意見書、G医師作成の同年〇月〇日付け意見書及びH医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書を始めとする各医学的資料を踏まえ、被災者は、平成〇年〇月頃に精神疾患を発病し、寛解したものの、平成〇年〇月頃になり、ICD-10診断ガイドラインにおける「F3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その後寛解することなく遷延していた旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状経過及び各医学的資料等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) なお、請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者は、①遅くとも平成〇年〇月〇日の時点で一旦寛解した後、その後、平成〇年〇月〇日までに再度発病した、②遅くとも平成〇年〇月〇日の時点で一旦寛解した後、平成

○年○月○日に再度発病した、③平成○年○月○日以降の、被災者に対する嫌がらせによる心理的負荷が原因で被災者の精神疾患は悪化していたものとして、被災者の本件疾病の発病時期及び寛解並びに悪化について、様々な主張を展開しているが、当審査会において、改めて一件記録を精査したものの、同主張を裏付ける客観的な資料を確認することができず、新たに医学的根拠等も示されていないことから、請求人らの主張を採用することはできない。

(3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(4) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をみると、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」及び「特別な出来事以外」に該当する出来事は一件記録を精査しても、いずれも認められない。なお、請求人らも評価期間中における出来事の存在を主張していない。

したがって、評価期間中、業務による心理的負荷を評価すべき出来事は見当たらないことから、被災者の業務による心理的負荷の総合評価が「強」に至ることはなく、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

また、本件疾病発病後において、決定書理由に説示するとおり、「特別な出来事」に該当する出来事は認められず、仮に、本件疾病発病後、自然的経過を超えて著しく悪化していたとしても、当該悪化が業務に起因していたとみることはできない。

(5) なお、請求人らのその余の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。